

実施方針の変更（新旧対照表）

令和元年9月2日に公表した「(仮称)美濃加茂市立新古井保育園整備事業」の実施方針を次のとおり変更する。

通番	頁	項目名	変更前	変更後																												
1	4	第 1.1.(9)事業者の収入	<p>① 設計・建設等に係る対価</p> <p>3 ページ (8) ①に係る費用分は、令和2年度から令和4年度までの設計・建設等業務期間中、年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定している。</p> <p>② 保守管理に係る対価</p> <p>3 ページ (8) ②に係る費用分は、令和4年度から令和11年度までの保守管理業務期間中、年度ごとに支払うことを想定している。</p>	<p>① 設計・建設等<b>業務</b>に係る対価</p> <p>3 ページ (8) ①に係る費用分は、令和2年度から令和4年度までの設計・建設等業務期間中、年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定している。</p> <p>② 保守管理<b>業務</b>に係る対価</p> <p>3 ページ (8) ②に係る費用分は、令和4年度から令和11年度までの保守管理業務期間中、年度ごとに支払うことを想定している。</p>																												
2	4	第 1.1.(11)事業実施スケジュール	本事業のスケジュールは、概ね下表のとおりとする。	本事業のスケジュールは、概ね下表のとおりとするが、 <b>新保育園の開園については、令和4年4月1日に遅延なく開園できることを必須とする。</b>																												
3	7	第 2.2 募集及び選定のスケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日 程</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>② 令和元年 11 月上旬 ～11 月中旬</td> <td>募集要項等に関する質問・<b>意見</b> の受付・回答</td> </tr> <tr> <td>③ 令和元年 <b>12 月</b> 月上旬 ～12 月 <b>中旬</b></td> <td>参加表明書の受付</td> </tr> <tr> <td>④ 令和元年 12 月 <b>中旬</b></td> <td>参加資格確認通知書の送付</td> </tr> <tr> <td>⑤ 令和元年 12 月 <b>下旬</b>～ 令和 2 年 1 月下旬</td> <td>提案書の受付</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	日 程	内 容	省略	省略	② 令和元年 11 月上旬 ～11 月中旬	募集要項等に関する質問・ <b>意見</b> の受付・回答	③ 令和元年 <b>12 月</b> 月上旬 ～12 月 <b>中旬</b>	参加表明書の受付	④ 令和元年 12 月 <b>中旬</b>	参加資格確認通知書の送付	⑤ 令和元年 12 月 <b>下旬</b> ～ 令和 2 年 1 月下旬	提案書の受付	省略	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日 程</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>② 令和元年 11 月上旬 ～11 月中旬</td> <td>募集要項等に関する質問の 受付・回答</td> </tr> <tr> <td>③ 令和元年 <b>11 月</b> 月上旬 ～12 月 <b>上旬</b></td> <td>参加表明書の受付</td> </tr> <tr> <td>④ 令和元年 12 月 <b>上旬</b></td> <td>参加資格確認通知書の送付</td> </tr> <tr> <td>⑤ 令和元年 12 月 <b>中旬</b>～ 令和 2 年 1 月下旬</td> <td>提案書の受付</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	日 程	内 容	省略	省略	② 令和元年 11 月上旬 ～11 月中旬	募集要項等に関する質問の 受付・回答	③ 令和元年 <b>11 月</b> 月上旬 ～12 月 <b>上旬</b>	参加表明書の受付	④ 令和元年 12 月 <b>上旬</b>	参加資格確認通知書の送付	⑤ 令和元年 12 月 <b>中旬</b> ～ 令和 2 年 1 月下旬	提案書の受付	省略	省略
日 程	内 容																															
省略	省略																															
② 令和元年 11 月上旬 ～11 月中旬	募集要項等に関する質問・ <b>意見</b> の受付・回答																															
③ 令和元年 <b>12 月</b> 月上旬 ～12 月 <b>中旬</b>	参加表明書の受付																															
④ 令和元年 12 月 <b>中旬</b>	参加資格確認通知書の送付																															
⑤ 令和元年 12 月 <b>下旬</b> ～ 令和 2 年 1 月下旬	提案書の受付																															
省略	省略																															
日 程	内 容																															
省略	省略																															
② 令和元年 11 月上旬 ～11 月中旬	募集要項等に関する質問の 受付・回答																															
③ 令和元年 <b>11 月</b> 月上旬 ～12 月 <b>上旬</b>	参加表明書の受付																															
④ 令和元年 12 月 <b>上旬</b>	参加資格確認通知書の送付																															
⑤ 令和元年 12 月 <b>中旬</b> ～ 令和 2 年 1 月下旬	提案書の受付																															
省略	省略																															

4	8	第 2.3.(1) 募集の公告（募集要項等の公表） ①	市は、本事業を特定事業として選定した場合には、募集の公告を行い、募集要項及び附属資料（要求水準書、事業者選定基準書、事業契約書（案）等をいう。）を公表する。	市は、本事業を特定事業として選定した場合には、募集の公告を行い、募集要項及び附属資料（要求水準書、事業者選定基準書、事業 <u>仮</u> 契約書（案）等をいう。）を公表する。
5	8	第 2.3. (2) 募集要項等に関する質問の受付、回答の公表 ②	(2) 募集要項等に関する質問・ <u>意見</u> の受付、回答の公表 ② 募集要項等の公表後、内容等に関する <u>意見受付</u> ・質疑応答を行う期間を設ける。 <u>意見受付</u> ・質疑応答の方法については、募集要項において提示する。	(2) 募集要項等に関する質問の受付、回答の公表 ② 募集要項等の公表後、内容等に関する質疑応答を行う期間を設ける。質疑応答の方法については、募集要項において提示する。
6	8	第 2.3. (6) 基本協定の締結 ⑧、仮契約の締結 ⑨、本契約の締結 ⑩	市は、優先交渉権者（最優先候補者）と令和 2 年 3 月中旬に募集要項等及び提案書類に基づき基本協定を締結する。その後、同年 4 月中旬に仮契約を締結し、 <u>同年 4 月下旬開催予定</u> の市議会臨時会においてその契約の議決を得た後、本契約を締結する予定としている。	市は、優先交渉権者（最優先候補者）と令和 2 年 3 月中旬に募集要項等及び提案書類に基づき基本協定を締結する。その後、同年 4 月中旬に仮契約を締結し、市議会においてその契約の議決を得た後、本契約を締結する予定としている。
7	9	第 2.4.(1).①応募者の定義	記載なし	<u>ウ 応募者は、事業契約の締結のため、参加グループで共同事業体を組成するものとし、共同事業体の組成及び運営に関し、共同事業体協定書を締結のうえ、参加表明書提出時に当該協定書を市に提出するものとする。</u>
8	9	第 2.4.(1).②代表企業の選定	イ 代表企業は、本事業への応募手続や、優先交渉権者（最優先候補者）となった場合における契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。	イ 代表企業は、本事業への応募手続や、優先交渉権者（最優先候補者）となった場合における契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担う <u>とともに、共同事業体を代表して事業契約の締結を行う</u> ものとする。

9	10	第 2.4.(1).④複数 応募の禁止	ア 参加グループの構成企業と資本関係のある者 次のいずれかに該当する者をいう。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「 <b>更生会社</b> 」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。	ア 参加グループの構成企業と資本関係のある者 次のいずれかに該当する者をいう。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
10	11	第 2.4.(2).②構成 企業の個別参加 資格要件	なお、 <b>事業者が</b> SPC を設立する場合にあっては、SPC より業務を受託する企業も同様とする。	なお、SPC を設立する場合にあっては、SPC より業務を受託する企業も同様とする。
11	12	第 2.4.(2).②.A. 建築設計企業	(ア) 認可保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定により設置される保育所をいう。以下同じ。）の設計の元請の実績を有していること。	(ア) 認可保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条 <b>第 2 項、第 3 項及び</b> 第 4 項の規定により設置される保育所をいう。以下同じ。）の設計の元請の実績を有していること。
12	13	第 2.4.(2).②.C. 建設企業	カ 特定建設工事共同企業体（以下「 <b>JV</b> 」という。）を結成する場合は、次の要件を全て満たしていること。 (ア) 発注する工事に対応する業種について、資格者名簿に登録された建設業者であること。 (イ) 建設業法別表第 1 に規定する許可業種のうち、発注する工事に対応する業種の許可を受けてから 3 年以上営業していること。 (ウ) <b>JV</b> の構成員の数は、2 社又は 3 社とし、建設業法第 27 条の 23 における経営事項審査の結果数値が、800 点以上である者	カ 特定建設工事共同企業体（以下「 <b>特定 JV</b> 」という。）を結成する場合は、次の要件を全て満たしていること。 (ア) 発注する工事に対応する業種について、資格者名簿に登録された建設業者であること。 (イ) 建設業法別表第 1 に規定する許可業種のうち、発注する工事に対応する業種の許可を受けてから 3 年以上営業していること。 (ウ) <b>特定 JV</b> の構成員の数は、2 社又は 3 社とし、建設業法第 27 条の 23 における経営事項審査の結果数値が、800 点以上で

			<p>を1社でも有すること。</p> <p>(エ)建設業法別表第1に規定する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。</p> <p>(オ) <b>JV</b>の構成員のいずれかが、発注する工事と同種の工事を施工した経験があること。</p> <p>(カ)工事の施工は、共同施工方式(甲型)とし、<b>JV</b>の構成員の出資比率は構成員数に応じ(i)又は(ii)に定める割合を下回っていないこと。</p> <p>(イ)2社の場合 30%</p> <p>(イイ)3社の場合 20%</p> <p>(キ) <b>JV</b>の代表構成員は、構成員のうちでより大きい施工能力を有する者とし、その出資比率は構成員のうち最大とすること。</p>	<p>ある者を1社でも有すること。</p> <p>(エ)建設業法別表第1に規定する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。</p> <p>(オ) <b>特定JV</b>の構成員のいずれかが、発注する工事と同種の工事を施工した経験があること。</p> <p>(カ)工事の施工は、共同施工方式(甲型)とし、<b>特定JV</b>の構成員の出資比率は構成員数に応じ(i)又は(ii)に定める割合を下回っていないこと。</p> <p>(イ)2社の場合 30%</p> <p>(イイ)3社の場合 20%</p> <p>(キ) <b>特定JV</b>の代表構成員は、構成員のうちでより大きい施工能力を有する者とし、その出資比率は構成員のうち最大とすること。</p>
13	14	第2.4.(2).③市内業者に対する契約に関する配慮事項	<p>③<b>事業者</b>の市内業者に対する契約に関する配慮事項</p> <p><b>事業者</b>は、構成企業の選定や、業務の一部委託にあたり、事業遂行上、支障がない範囲内で、市内業者又は建築士法に基づく建築士事務所登録の所在地が市内にある者の登用・活用に配慮すること。</p>	<p>③市内業者に対する契約に関する配慮事項</p> <p><b>応募者</b>は、構成企業の選定や、業務の一部委託にあたり、事業遂行上、支障がない範囲内で、市内業者又は建築士法に基づく建築士事務所登録の所在地が市内にある者の登用・活用に配慮すること。</p>
14	14	第2.4.(2).④参加表明書の構成企業に関する受付日以降の取扱い	記載なし	<p><u>ウ 上記ア、イの規定により、参加グループの構成企業の変更を行う場合は、速やかに共同事業体協定書の変更を行い、市に提出するものとする。</u></p>

15	16	第 2.6 契約に関する事項	<p>市は、優先交渉権者（最優先候補者）との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。</p> <p>当該協議に基づき、<b>構成企業</b>と「①基本契約」の仮契約を締結した後、<b>建築設計企業、道路設計企業、工事監理企業、建設企業、解体・撤去企業</b>と「②設計・建設等請負契約」の仮契約を締結する。<b>また、保守管理企業と「③保守管理業務委託契約」</b>の仮契約を締結する。</p> <p>その後、「②設計・建設等請負契約」の議会の議決が得られたときに、①～③の本契約を締結する。</p> <table border="1" data-bbox="555 638 1301 965"> <thead> <tr> <th>契約名</th> <th>契約当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 基本契約</td> <td>市：<b>構成企業</b></td> </tr> <tr> <td>② 設計・建設等請負契約</td> <td>市：<b>建築設計企業、道路設計企業、工事監理企業、建設企業、解体・撤去企業</b></td> </tr> <tr> <td>③ <b>保守管理業務委託契約</b></td> <td>市：<b>保守管理企業</b></td> </tr> </tbody> </table>	契約名	契約当事者	① 基本契約	市： <b>構成企業</b>	② 設計・建設等請負契約	市： <b>建築設計企業、道路設計企業、工事監理企業、建設企業、解体・撤去企業</b>	③ <b>保守管理業務委託契約</b>	市： <b>保守管理企業</b>	<p>市は優先交渉権者（最優先候補者）との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。</p> <p>当該協議に基づき、<b>市は事業者となる共同事業体</b>と「①基本契約」の仮契約を締結した後、「②設計・建設等請負契約」の仮契約を締結する<b>とともに、「③保守管理委託業務契約」</b>の仮契約を締結する。</p> <p>その後、「②設計・建設等請負契約」の議会の議決が得られたときに、①～③の本契約を締結する。</p> <table border="1" data-bbox="1332 638 2078 965"> <thead> <tr> <th>事業契約名</th> <th>契約当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 基本契約</td> <td>市：<b>事業者（共同事業体） ※代表企業を含む構成企業の連署</b></td> </tr> <tr> <td>② 設計・建設等請負契約</td> <td>市：<b>事業者（共同事業体） ※代表企業による署名</b></td> </tr> <tr> <td>③ <b>保守管理委託業務契約</b></td> <td>市：<b>事業者（共同事業体） ※代表企業による署名</b></td> </tr> </tbody> </table>	事業契約名	契約当事者	① 基本契約	市： <b>事業者（共同事業体） ※代表企業を含む構成企業の連署</b>	② 設計・建設等請負契約	市： <b>事業者（共同事業体） ※代表企業による署名</b>	③ <b>保守管理委託業務契約</b>	市： <b>事業者（共同事業体） ※代表企業による署名</b>
契約名	契約当事者																			
① 基本契約	市： <b>構成企業</b>																			
② 設計・建設等請負契約	市： <b>建築設計企業、道路設計企業、工事監理企業、建設企業、解体・撤去企業</b>																			
③ <b>保守管理業務委託契約</b>	市： <b>保守管理企業</b>																			
事業契約名	契約当事者																			
① 基本契約	市： <b>事業者（共同事業体） ※代表企業を含む構成企業の連署</b>																			
② 設計・建設等請負契約	市： <b>事業者（共同事業体） ※代表企業による署名</b>																			
③ <b>保守管理委託業務契約</b>	市： <b>事業者（共同事業体） ※代表企業による署名</b>																			
16	18	第 3.5 市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）	<p>5 市による本事業の実施状況の<b>モニタリング</b></p> <p>市は事業者が実施方針及び要求水準書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認する。市による本事業の実施状況の確認は以下（1）から（3）までのとおりである。</p> <p>なお、実施状況の確認の詳細は、後日公表する募集要項等に添付するモニタリング<b>計画</b>で定める。</p>	<p>5 市による本事業の実施状況の<b>確認（モニタリング）</b></p> <p>市は事業者が実施方針及び要求水準書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認する。市による本事業の実施状況の確認<b>（モニタリング）</b>は以下（1）から（3）までのとおりである。</p> <p>なお、実施状況の確認の詳細は、後日公表する募集要項等に添付するモニタリング<b>措置要領</b>で定める。</p>																

17	18	第 3.5.(1)モニタリングの実施時期、実施方法等	(1) モニタリングの実施時期、実施方法等 <u>確認</u> の実施時期、実施内容、実施方法等については、募集要項等の規定に基づき、事業契約締結後、市と事業者で協議し、市が決定する。	(1) モニタリングの実施時期、実施方法等 <u>モニタリング</u> の実施時期、実施内容、実施方法等については、募集要項等の規定に基づき、事業契約締結後、市と事業者で協議し、市が決定する。																				
18	19	第 4.1.立地条件等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備予定地</td> <td>美濃加茂市田島町 2 丁目字坂下 3223 番 1 外</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約 7,100 m<sup>2</sup> ※新保育園整備予定地：約 5,700 m<sup>2</sup> 駐車場整備予定地：約 1,400 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>都市計画区域</td> <td><u>美濃加茂市都市計画区域（非線引き区域）</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	整備予定地	美濃加茂市田島町 2 丁目字坂下 3223 番 1 外	敷地面積	約 7,100 m <sup>2</sup> ※新保育園整備予定地：約 5,700 m <sup>2</sup> 駐車場整備予定地：約 1,400 m <sup>2</sup>	都市計画区域	<u>美濃加茂市都市計画区域（非線引き区域）</u>	省略	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備予定地</td> <td>美濃加茂市田島町 2 丁目字坂下 3223 番 1 外</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約 7,100 m<sup>2</sup> ※新保育園整備予定地：約 5,700 m<sup>2</sup> 駐車場整備予定地：約 1,400 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>都市計画区域</td> <td><u>区域区分非設定都市計画区域</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	整備予定地	美濃加茂市田島町 2 丁目字坂下 3223 番 1 外	敷地面積	約 7,100 m <sup>2</sup> ※新保育園整備予定地：約 5,700 m <sup>2</sup> 駐車場整備予定地：約 1,400 m <sup>2</sup>	都市計画区域	<u>区域区分非設定都市計画区域</u>	省略	省略
項目	内容																							
整備予定地	美濃加茂市田島町 2 丁目字坂下 3223 番 1 外																							
敷地面積	約 7,100 m <sup>2</sup> ※新保育園整備予定地：約 5,700 m <sup>2</sup> 駐車場整備予定地：約 1,400 m <sup>2</sup>																							
都市計画区域	<u>美濃加茂市都市計画区域（非線引き区域）</u>																							
省略	省略																							
項目	内容																							
整備予定地	美濃加茂市田島町 2 丁目字坂下 3223 番 1 外																							
敷地面積	約 7,100 m <sup>2</sup> ※新保育園整備予定地：約 5,700 m <sup>2</sup> 駐車場整備予定地：約 1,400 m <sup>2</sup>																							
都市計画区域	<u>区域区分非設定都市計画区域</u>																							
省略	省略																							
19	20	第 4.2.② 面積・規模等	記載なし	<u>エ 新保育園の総延床面積の上限(屋外倉庫等付属建物を含む)は、古井第一保育園、古井第二保育園、蜂屋保育園、下古井交流センターの合計延床面積 (2,694.97 m<sup>2</sup>) 未満とする。</u>																				
20	21	第 5.1.協議方法に関する事項	<u>協議の方法や意思決定に要する期間、仲裁者の選定、方法及び期間等、その他具体的措置については募集の公告時に公表する事業契約書(案)に規定する。</u>	削除																				
21	24	第 8.1. 議会の議決	市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和元年 <u>10</u> 月開催予定の市議会 <u>臨時会</u> に、事業契約の締結に関する議案を令和 2 年 <u>4</u> 月頃開催 <u>予定</u> の市議会 <u>臨時会</u> に付議する予定 <u>である</u> 。	市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和元年 <u>12</u> 月開催予定の市議会 <u>第 3 回定例会</u> に、事業契約の締結に関する議案を令和 2 年開催の市議会に付議する予定 <u>であり、本事業は、これら議案の可決が実施の条件となる</u> 。 <u>なお、これら議案が否決された場合において、優先交渉権者に損害が生じて、市はその賠償の責めを一切負わない。</u>																				



22	25	添付資料1 事業スキーム概要図		
23	28 ～ 29	添付資料2 リスク分担表(案)	<p>(※1) 市議会の議決が得られないことにより、契約締結が遅延・中止した場合、それまでに要した市、事業者（優先交渉権者）の費用は、それぞれの負担とする。ただし、事業者の構成企業又は SPC から業務を受託する者が、参加者の備えるべき参加資格要件を欠いたことにより、市議会の議決が得られなかった場合、市、事業者<sup>に</sup>要した費用は、事業者の負担とする。</p> <p>(※2) 事業者が市に対し必要な支援を怠ったことにより、市が取得すべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合、それまでに要した市、事業者<sup>に</sup>費用は、それぞれの負担とする。</p> <p>(※3) 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合</p>	<p>(※1) 市議会の議決が得られないことにより、契約締結が遅延・中止した場合、それまでに要した市<sup>及び</sup>事業者（優先交渉権者）の費用は、それぞれの負担とする。ただし、事業者の構成企業又は SPC から業務を受託する者が、参加者の備えるべき参加資格要件を欠いたことにより、市議会の議決が得られなかった場合、市<sup>及び</sup>事業者<sup>が</sup>要した費用は、事業者の負担とする。</p> <p>(※2) 事業者が市に対し必要な支援を怠ったことにより、市が取得すべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合、それまでに要した市<sup>及び</sup>事業者<sup>の</sup>費用は、それぞれの負担とする。</p> <p>(※3) 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合</p>

			<p>又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。</p> <p>(※4) 物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合には、調整を行う。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示する。</p> <p>省略</p> <p>(※7) 施設の瑕疵及び瑕疵による損害については、瑕疵担保期間内に明らかになったものについては事業者の責任と費用負担で補修又は損害の賠償をする。瑕疵担保期間は完成引渡（完工確認通知）後躯体 10 年、設備 2 年を基本として、詳細は事業契約書（案）において提示する。</p>	<p>又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。</p> <p>(※4) 物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合には、調整を行う。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示する。</p> <p>省略</p> <p>(※7) 施設の瑕疵及び瑕疵による損害については、瑕疵担保期間内に明らかになったものについては事業者の責任と費用負担で補修又は損害の賠償をする。瑕疵担保期間は完成引渡（完工確認通知）後躯体 10 年、設備 2 年を基本として、詳細は事業契約書（案）において提示する。</p>
--	--	--	--	--